

かほく市営駐車場管理業務責任（リスク）分担一覧表

リスクの種類	内容	リスク負担者	
		市	指定管理者
法令の変更	指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更 （※1 参照）	○	○
物価	物価変動による人件費、物件費等経費の増		○
金利	金利変動による経費の増		○
施設・設備・ 物品等の損傷	経年劣化で小規模のもの（※2 参照）		○
	経年劣化で上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じた小規模のもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
施設の改造、増築、改築、移設	—	○	
不可抗力	不可抗力による業務の変更、中止又は延期 （※3 参照）	○	○
需要変動	当初の需要見込みと異なる市場状況		○
施設競合	競合施設による利用者減及び収入減		○
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴い損害等が発生		○
周辺地域・住民及び施設利用者の苦情対応	—		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
損害賠償	管理運営上における事故（※4 参照）	○	○
事業終了時	指定期間の終了時又は期間中途における事業の廃止に伴う現状回復に伴う費用		○

※1 指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更

- ・施設の管理運営行為そのものに影響を及ぼすものは、市がそのリスクを負うものとする。
- ・管理運営に必要とされる許認可等を必要とする場合のリスクは、指定管理者が負うものとする。

※2 小規模のものとは、費用が1件30万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものとする。ただし、1件30万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満であっても、駐車場本体等の修繕及び過度の負担が発生する場合は、市と指定管理者で協議する。

※3 不可抗力への対応

- ・不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、暴動、感染症の流行等の市又は指定管理者の責めに帰することができない自然的又は人為的な現象をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まない。
- ・不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用は合理性の認められる範囲で市が負担するものとする。なお、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分は、市の負担に含まない。
- ・建物や設備が復旧困難な被害を受けた場合は、協定を解除する。
- ・復旧可能な場合は、その復旧に要する経費等の負担は、市と指定管理者で協議する。
- ・避難所等として使用した場合、新たに発生した経費等の負担は、市と指定管理者で協議する。

※4 管理運営上における事故

- ・指定管理者の管理運営上の瑕疵による事故及び臨時休業等に伴う利用者への損害については、指定管理者が負うものとする。
- ・基幹的な施設、機器等の不備による事故及び臨時休業等に伴う利用者への損害については、その主たる原因に、指定管理者の施設管理上の瑕疵がない場合は、そのリスクは市が負うものとする。